令和８年９月

「外国為替及び外国貿易法」への対応について

当金庫では、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という）に基づく経済制裁措置に対応するため、外為法第 17 条の規定により、お客さまのお取引が外為法における規制対象取引に該当しないこと（もしくは当局からの許可を受けていること）を確認しております。

お客さまにおかれましては、下記「お客さまへのお願い」に記載した事項についてご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

お客さまへのお願い

- **外為法上の規制対象取引に該当しないことのご確認及びご申告をお願いします。**

 (1)お取引をご依頼される際、当該取引が下記の「外為法に基づく規制対象取引」に該当しないこと（もしくは当局から許可を受けていること）をご確認ください。

 (2)最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、お取引相手の関係者（主な株主や取締役等）の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないことをご確認ください。

 (3)上記に該当しないことをご確認いただいたうえで、ご申告ください。

- **ご送金目的についてのご申告をお願いします。**

 ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。

- **お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いします。**

 お取引の受付の際、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただきます。当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によってはお取引をお断りさせていただく場合がございます。

- **最新の規制内容を財務省告示や財務省 HP 等にてご確認いただきますようお願いします。**

 戦争や紛争等、世界各地で発生する各種事象に関して、外為法やその他関係当局の告示等により各種規制が随時発動しております。必ず財務省・経済産業省等のホームページにてご確認のうえ、ご申告ください。

◆ 外為法に基づく規制対象取引　（一部抜粋）

(1)外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という）との取引

※ 具体的な制裁対象者は、財務省のホームページをご参照ください。
（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html）

※ 財務省告示により個別に指定されていなくとも、ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の５０％以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）も資産凍結等の措置の対象となります。

※ 制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われる取引、その他の当該対象者のために直接または間接的に行われる取引、制裁対象者により実質的に支配されている法人その他団体による取引を含みます。

(2)特定国（地域）に係る支払規制

・北朝鮮の居住者または当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの

(3)特定の目的に係る支払等の規制

・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
・イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

(4)特定の取引等に係る支払等の規制

【北朝鮮関連】

①北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入
②北朝鮮を原産地、船積地域または仕向地とする貨物の仲介貿易
③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引また金融サービス等

【イラン関連】

④イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む。）

【ロシア・ベラルーシ関連】

⑤ロシア政府等が発行した証券の取得または譲渡
⑥ロシア政府等またはロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための役務取引
⑦ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
⑧ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
⑨ロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供
⑩ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引または当該者から受託する信託契約
⑪ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
⑫ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）
⑬ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等またはこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）
⑭上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約

※このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革もしくは皮革製品、武器もしくは武器製造関連設備の製造業または麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象となります。

※具体的な規制の範囲の詳細につきましては、関連の財務省告示等をご参照ください。
(財務省＞https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm)
(経済産業省＞https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

◆「北朝鮮 IT 労働者に関する各国・企業に対する注意喚起」について

財務省等の関連省庁から、北朝鮮 IT 労働者の手口や特徴を踏まえ、雇用や業務受発注のためのオンライン・プラットフォームの運営企業や業務発注企業に対し、取引相手の確認強化などの対策をよびかける注意喚起が公表されています。詳細につきましては、財務省のホームページをご参照ください。
(財務省＞https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20260731142003.html)

地元とともに——
浦郡信用金庫

承認番号　08-229